## 松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市は、本市において地域住民が主体となったまちづくりを更に進めるため、本市が取り組んでいる「たからみがき」のまちづくり及び歴史的建造物、景観、交流の場の整備等のまちづくり活動を行う者に対し、予算の範囲内において、松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。
- 2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則( 昭和44年規則第6号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 美しい街並みと賑わい創出事業 美しい街並み景観整備事業及び賑わい創出施設整備事業をいう。
  - (2) 美しい街並み景観整備事業 良好な景観形成を推進するために行われる歴史的建造物の保全・改修をいう。
  - (3) 賑わい創出施設整備事業 地域の魅力を高める施設の整備をいう。
  - (4) 建造物 建築物、土木構造物及びこれらと一体をなす工作物等をいう。
  - (5) 歴史的建造物 建造物のうち、おおむね昭和20年以前に築造された歴史的に価値 のある建造物及びこれに相当すると市長が認める建造物をいう。
  - (6) 屋外広告物等 屋外広告物法 (昭和24年法律第189号) 第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。

(補助対象者)

- 第3条 補助対象者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。ただし、市税を 滞納している者は、補助対象者となることができない。
  - (1) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施する建造物又は土地を所有している者
  - (2) 美しい街並みと賑わい創出事業を実施する者で、当該事業を実施した後の建造物又は土地の運営についてその所有者の承諾を得ているもの

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、市内全域とする。

(補助対象事業)

- 第5条 補助対象事業は、美しい街並み景観整備事業及び賑わい創出施設整備事業のうち、 松山市美しい街並みと賑わい創出事業審査委員会の審査を経て市長が適当と認めた事業 とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。
  - (1) 他の補助制度により補助金の交付その他の助成を受けている事業
  - (2) 政治的又は宗教的な活動を目的とした事業
  - (3) 事業の効果が特定の個人又は団体に帰属する事業
  - (4) 法令又はこの要綱に違反する事業

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書(規則第1号様式)に 次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助対象事業の内容を説明する書類
  - (2) 収支予算書(規則第2号様式)
  - (3) 補助対象事業を実施する場所を明らかにした位置図
  - (4) 補助対象事業を実施する場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
  - (5) 補助対象事業を実施する建造物又は土地の所有及び権利関係を明らかにする書類
  - (6) 完納証明書その他市税を滞納していないことを証する書類
  - (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容を補助金等交付決定通知書(規則第5号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金の交付決定に当たっては、交付の目的を達するため必要な限度 において条件を付すことができる。

(変更交付申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、その内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金等変更交付申請書(規則第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変

更と認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更を承認する場合において、当該変更により補助金の額に変更が生じないときは松山市美しい街並みと賑わい創出事業変更承認通知書(第1号様式)により、補助金の額に変更が生じるときは松山市美しい街並みと賑わい創出事業補助金変更交付決定通知書(第2号様式)により、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の完了した日から起算して30日以内又は当該日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(規則第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 収支決算書(規則第9号様式)
  - (2) 事業完了後の整備の場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
  - (3) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の額の確定)

- 第11条 市長は、前条の補助事業等実績報告書の提出があったときは、その内容を審査 し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を松山市美しい街並みと賑わい 創出事業補助金額確定通知書(第3号様式)により、補助事業者に通知するものとする。 (補助金の請求)
- 第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(松山市財務会計規則(昭和39年規則第11号)第37号様式(その1))を市長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

- 第13条 市長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部を概算払することができる。
- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、前条の請求書に必要な書類を添えて、 市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を補助事業者に求めるものとする。

- (1) 交付を受けた補助金をこの補助事業の目的以外の目的に使用したとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助事業の施行方法が不適当であると認められるとき。
- (4) 補助事業の実施額がその予算額に比較して著しく減少したとき。
- (5) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (6) 正当な理由がなく規則第8条の届出を怠ったとき。
- (7) 正当な理由がなく第10条の報告を怠り、又は次条の調査を拒んだとき。
- (8) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

(調査)

第15条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助対象者の申請内容等について調査を行うことができる。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得等財産」という。)については、補助事業が完了した後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得等財産について、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助事業者は、取得等財産を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、松山市美しい街並みと賑わい創出事業財産処分承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その取得等財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数を経過したときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定による承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入が

あるときは、当該収入に相当する金額の全部又は一部を市に納付させることができる。 (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 別表(第6条関係)

補助事業区分	補助対象経費	補助金の額
美しい街並み景観整備	歴史的建造物の保全及び改修	補助対象経費の3分の2
	に必要となる整備費	又は500万円のいずれ
賑わい創出施設整備	地域の魅力を高める施設の整	か低い方の額
	備に必要となる整備費	

備考 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。